

通勤手当支給細則

〔平成16年 4月 1日
規程第40号〕

一部改正 平成20年10月 1日

一部改正 令和 2年 3月 9日

(総則)

第1条 大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員給与規程(以下、職員給与規程という。)

第14条の規定による通勤手当の支給については、別に定める場合を除き、この細則の定めるところによる。

第2条 職員給与規程第14条及びこの細則に規定する「通勤」とは、職員が勤務のため、その者の住居(出入口)と勤務箇所(出勤が確認される場所)との間を往復することをいう。

2 職員給与規程第14条に規定する徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離並びに同条及びこの細則に規定する自動車等の使用距離は、一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。

(届出)

第3条 職員は、新たに職員給与規程第14条第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には、別に定める様式の通勤届により、その通勤の実情をすみやかに機構長に届け出なければならない。同項の職員が住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合についても同様とする。

(確認及び決定)

第4条 機構長は、職員から前条の規定による届出があったときは、必要に応じ、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券(これに準ずるものを含む。)(以下「定期券」という。)の提示を求める等の方法により確認し、その者が職員給与規程第14条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

2 機構長は、前項の規定により通勤手当の額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を別に定める様式の通勤手当認定簿に記載するものとする。

(支給範囲の特例)

第5条 職員給与規程第14条第1項各号に規定する通勤することが著しく困難である職員は、次の各号のいずれかに該当する職員で、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると機構長が認めるものとする。

- 一 住居又は事業所のいずれかの一が離島等にある職員
- 二 労働者災害補償保険法施行規則別表に定める程度の障害のため歩行することが著しく困難な職員

(普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第6条 普通交通機関等(新幹線鉄道等以外の交通機関等をいう。以下同じ。)に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額により算出するものとする。

第7条 前条の通勤の経路又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。ただし、正規の勤務時間が深夜に及ぶためこれにより難しい場合等正当な事由がある場合は、この限りでない。

第8条 職員給与規程第14条第2項第1号に規定する運賃等相当額(次項において「運賃等相当額」という。)は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

- 一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 通用期間が支給単位期間(職員給与規程第14条第7項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。)である定期券の価額
 - 二 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該回数乗車券等の通勤21回分(交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均1箇月当たりの通勤所要回数分)の運賃等の額
- 2 前条ただし書に該当する場合の運賃等相当額は、往路及び帰路において利用するそれぞれの普通交通機関等について、前項各号に定める額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

第9条 職員給与規程第14条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 職員給与規程第14条第1項第3号に掲げる職員(普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。)のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 同条第2項第1号及び第2号に定める額(同項第1号に規定

する1箇月当たりの運賃等相当額（以下、「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）及び同項第2号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額

二 職員給与規程第14条第1項第3号に掲げる職員のうち、1箇月当たりの運賃等相当額（2以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が同条第2項第2号に定める額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。） 同項第1号に定める額

三 職員給与規程第14条第1項第3号に掲げる職員のうち、1箇月当たりの運賃等相当額が同条第2項第2号に掲げる額未満である職員（第1号に掲げる職員を除く。） 同項第2号に定める額

（交通の用具）

第10条 職員給与規程第14条第1項第2号に規定する交通の用具は、自動車、その他の原動機付の交通用具及び自転車とする。

（通勤の実情に変更を生ずる職員）

第11条 職員給与規程第14条第3項の別に定めるものは、通常の通勤の経路及び方法による場合には勤務場所を異にする異動又は在勤する勤務場所の移転前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると機構長が認めるものとする。

（新幹線鉄道等の利用の基準）

第12条 職員給与規程第14条第3項及び第4項の別に定める基準は、新幹線鉄道等の利用により通勤時間が30分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当すると機構長が認めるものであること。

（新幹線鉄道等に係る通勤手当の額の算出の基準）

第13条 新幹線鉄道等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。

2 第7条の規定は、新幹線鉄道等に係る通勤手当の額の算出について準用する。

3 第8条の規定は、職員給与規程第14条第3項第1号に規定する特別料金等の額の2分の1に相当する額の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交

通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同項第1号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「価額」とあるのは「価額の2分の1に相当する額」と、同項第2号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「運賃等の」とあるのは「特別料金等の額の2分の1に相当する」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

(権衡職員の範囲)

第14条 職員給与規程第14条第4項の任用の事情等を考慮して別に定める職員は、人事交流等により職員となった者のうち、当該異動の直前の勤務地と所在する地域を異にする勤務場所に在勤することとなったことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該異動前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる者で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると機構長が認めるものとする。

2 職員給与規程第14条第4項の同条第3項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員とは、次に掲げる職員とする。

一 官民人事交流法第2条第3項に規定する交流派遣から職務に復帰した職員又は同条第4項に規定する交流採用をされた職員のうち、職員給与規程第14条第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該復帰又は交流採用の直前直後の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が職員給与規程第14条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの

二 配偶者（配偶者のない職員にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）の住居に転居したことに伴い単身赴任手当が支給されないこととなつた職員で、当該住居からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が職員給与規程第14条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの

三 その他職員給与規程第14条第3項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる場合は、その都度機構長が定める。

(支給日等)

第15条 通勤手当は、支給単位期間（第4項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。）又は当該各号に定める期間（以下この条及び第17条において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の職員給与規程第4条第1項に規定する本給の支給日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することがで

きる。

- 2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当を支給日に支給する。ただし、支給日までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。
- 3 職員がその所属する本給の支給義務者を異にして異動した場合であって、その異動した日が支給単位期間等に係る最初の月であるときにおける当該支給単位期間等に係る通勤手当は、その月の初日に職員が所属する本給の支給義務者において支給する。この場合において、本給の支給義務者が機構長である場合、職員の異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、支給日に支給するものとする。
- 4 職員給与規程第14条第5項の別に定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項の別に定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。
 - 一 職員が2以上の普通交通機関等を利用するものとして職員給与規程第14条第2項第1号に定める額の通勤手当を支給される場合（次号に該当する場合を除く。）において、1箇月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間
 - 二 職員が職員給与規程第14条第2項第1号及び第2号に定める額の通勤手当を支給される場合において、1箇月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間
 - 三 職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給される場合において、職員給与規程第14条第3項第1号に規定する1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額（第16条の2第3項第1号において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）の合計額が20,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

（支給の始期及び終期）

第16条 通勤手当の支給は、職員に新たに職員給与規程第14条第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第3条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 災害その他職員の責めに帰することができない事由により、職員が第3条の規定による届出を行うことができないと認められる期間は、前項ただし書の「15日」の期間に含まれないものとする。
- 3 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。第1項ただし書及び前項の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

（返納の事由及び額等）

第16条の2 職員給与規程第14条第6項の別に定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

- 一 離職し、若しくは死亡した場合又は職員給与規程第14条第1項の職員たる要件を欠くに至った場合
- 二 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合
- 三 月の中途において人間文化研究機構職員就業規則（以下、「職員就業規則」という。）第19条の規定により休職にされ、派遣法第2条第1項の規定により派遣され、大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員の育児休業等に関する規程（以下、「職員育児休業規程」という。）第4条の規定により育児休業をし、職員就業規則第36条の規定により停職にされ、又はその他機構長が別に定める事由が生じた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。
- 四 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合。

2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る職員給与規程第14条第6項の別に定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 1箇月当たりの運賃等相当額等（第9条第1号に掲げる職員にあっては、1箇月当たりの運賃等相当額及び職員給与規程第14条第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が55,000円以下であった場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等（同号の改訂後に1箇月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、機構長の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）
- 二 1箇月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の

区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる場合以外の場合 55,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零）

ロ 第15条第4項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 55,000円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての普通交通機関等についての払戻金相当額及び機構長の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、零）

3 新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る職員給与規程第14条第6項の別に定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額（2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下この項において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等」という。）が2万円以下であった場合 第1項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る新幹線鉄道等（同号の改訂後に1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等が2万円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての新幹線鉄道等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払い戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の2分の1に相当する額（次号において「払戻金2分の1相当額」という。）

二 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等が2万円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる場合以外の場合 2万円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は第1項各号に掲げる事由に係る新幹線鉄道等についての払戻金2分の1相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零）

ロ 第15条第4項第3号に掲げる通勤手当を支給されている場合 20,000円に事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての新幹線鉄道等についての払戻金2分の1相当額及び機構長の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該機関に係る最後の月である場合にあつては、零）

4 職員給与規程第14条第6項の規定により職員に前2項に定める額を返納させる場合において、事由発生月の翌月以降に支給される給与から当該額を差し引くことができる。

（支給単位期間）

第16条の3 職員給与規程第14条第7項に規定する別に定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等、新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等、新幹線鉄道等 当該普通交通機関等、新幹線鉄道等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間。ただし、新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給されている場合であつて、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間

二 回数乗車券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等、新幹線鉄道等 1箇月

2 前項第1号に掲げる普通交通機関等、新幹線鉄道等について、次の各号のいずれかに掲げる事由が同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該機関に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月）までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規程に準じて支給単位期間を定めることができる。

一 大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員就業規則（以下、職員就業規則という。）第20条第1項第2号の規程による退職その他の離職をすること。

二 長期間の研修等のために旅行をすること。

三 勤務場所を異にする異動又は在勤する機関の移転に伴い通勤経路又は通勤方法に変更があること。

四 勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があること。

五 その他機構長の定める事由が生ずること。

第16条の4 支給単位期間は、第16条第1項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

2 月の中途において職員就業規則第19条第1項の規定により休職にされ、派遣法第2条第1項の規定により派遣され、職員育児休業規程により育児休業をし、職員就業規則第36条第2項第3号の規程により停職にされた場合又は、その他機構長が別に定める事由が生じた場合であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなったとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月）から開始する。

3 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合（前項に規程するときから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合を除く。）には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなった日の属する月から開始する。

(支給できない場合)

第17条 職員給与規程第14条第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は、支給することができない。

(事後の確認)

第18条 機構長は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が職員給与規程第14条第1項の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時確認できるものとする。

(その他)

第19条 この規則に定めるもののほか、通勤手当に関し必要な事項は、機構長が定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

第1条 この細則は、平成20年10月1日から施行する。

第2条 第16条の2第2項第1号に規定する事由発生月（以下「事由発生月」という。）が支給単位期間に係る最後の月であること等により、同号に規定する払戻金相当額（附則第4条において「払戻金相当額」という。）、第16条の2第3項第1号に規定する払戻金2分の1相当額（附則第6条において「払戻金2分の1相当額」という。）が零となる場合におけるこれらの規程に定める額は、零となる。

第3条 第16条の2第2項第1号の「機構長の定める月」は、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該各号に定める月とする。

- 一 第16条の2第1項第1号に掲げる事由 当該事由が生じた日の属する月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月）
- 二 第16条の2第1項第2号に掲げる事由 通勤手当の額が改定される月の前月
- 三 第16条の2第1項第3号に掲げる事由 同号の期間の開始した日の属する月
- 四 第16条の2第1項第4号に掲げる事由 当該通勤しないこととなる月の前月

（病気休暇等の期間が当該通勤しないこととなる月の中途までの期間とされていた場合であつて、その後の事情の変更によりやむを得ず当該病気休暇等の期間がその月の初日から末日までの期間の全日数にわたることとなること等、その月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなることについてその月の前月の末日において予見し難いことが相当と認められる場合にあつては、当該通勤しないこととなる月）

第4条 第16条の3第1項第1号ただし書きに該当する場合における普通交通機関等についての払戻金相当額は、距離制等による通常の定期券の運賃等の払戻しを事由発生月の末日にしたものとして得られる額とする。

第5条 第16条の2第2項第2号口の「機構長の定める額」は、次に掲げる額の合計額（第15条第4項第1号に掲げる通勤手当を支給されている場合にあつては、第1号及び第2号に掲げる額の合計額）とする。

- 一 第15条第4項第1号又は第2号に定める期間（以下この項において「最長支給単位期間」という。）において使用されるべき普通交通機関等に係る定期券のうちその通用期間の始期が事由発生月の翌月以後であるものの価額
- 二 最長支給単位期間において使用されるべき普通交通機関等に係る回数乗車券等の通勤21回分の運賃等の額に第16条の2第2項第2号口に規定する月数（次号において「残月数」という。）を乗じて得た額
- 三 最長支給単位期間において使用されるべき自動車等に係る職員給与規程第14条第2項第2号に定める額に残月数を乗じて得た額

第6条 第16条の3第1項第1号ただし書きに該当する場合における新幹線鉄道等についての払戻金2分の1相当額は、特別料金等が含まれた定期券の運賃等の払戻しを事由発生月の末日にしたものとして得られる額と附則第4条の額との差額の2分の1に相当する額とする。

第7条 第16条の2第3項第2号口の「機構長の定める額」は、次に掲げる額の合計額とする。

- 一 第15条第4項第3号に定める期間（次号において「最長支給単位期間」という。）において使用されるべき新幹線鉄道等に係る定期券のうちその通用期間の始期が事由発生月の翌月以後であるものに係る特別料金等2分の1相当額等
- 二 最長支給単位期間において使用されるべき新幹線鉄道等に係る回数乗車券等の通勤21回分に係る特別料金等2分の1相当額に第16条の2第3項第2号口に規定する月数を乗じて得た額

第8条 第16条の2第4項の規定により事由発生月の翌月以降に支給される給与から第16条の2第2項から第3項までに定める額を差し引く場合には、返納に係る通勤手当が支給された日の属する年度内においてその日の属する月の翌月以降に支給される通勤手当から一時に差し引くものとする。ただし、当該通勤手当の額が第16条の2第2項から第3項までに定める額に満たない場合には、当該年度内においてその日の属する月の翌月以降に支給される通勤手当その他の給与から一時に差し引くものとする。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。